

賃借料情報の提供について

農地法改正により標準小作料が廃止されたことに伴い、農業委員会ではこれに代わるものとして下記のとおり賃借料情報を提供しています。

なお、賃借料は、貸し手、借り手双方の協議により決定してください。

年間賃借料(10 アール当たり)

令和7年12月末日現在

区分	合計	賃借				使用賃借
		件数	平均	最高	最低	件数
利用権設定農地全域(田)	189件	20件	9,900円	13,000円	5,500円	169件
鳥羽・大久保町松陰・大久保町松陰新田・大久保町大窪	32件	4件	5,600円	6,000円	5,500円	28件
大久保町江井島・大久保町西嶋・大久保町福田	96件	6件	9,000円	10,000円	8,000円	90件
魚住町金ヶ崎・魚住町長坂寺・魚住町清水	58件	10件	12,100円	13,000円	10,000円	48件
二見町西二見	3件	一件	－円	－円	－円	3件

- ※ 1 旧農業経営基盤強化促進法による利用権設定もしくは農地中間管理事業の推進に関する法律による中間管理権設定がされた「田」の情報です。
 2 令和7年1月1日から令和7年12月31日までに利用権もしくは中間管理権が設定(公告)されたものを集計しています。
 3 賃借料を現物支給としている場合、玄米60kgを12,000円に換算しています。
 4 平均は100円未満を四捨五入しています